

一般財団法人寺山財団 奨学金
TERAYAMA FOUNDATION—Scholarship Program

1. 奨学生募集の趣旨

歯科医学を研究する大学院生で、学術優秀、品行方正でありながら、経済的理由によって、修学が困難な者に対して、奨学援助を行うことにより、将来において社会に有能な人材を育成すること並びに歯科医学医術向上のための人材を育成する事を目的とする。

2. 応募資格

- ①国立・公立・私立各大学院歯学専攻者および医歯学総合研究科、医歯薬学総合研究科の歯学専攻者で博士課程にあって、学業・人物共に優秀かつ健康でありながら、学資の支弁が困難と認める者。
- ②年齢は当年12月31日時点30歳未満、学年は応募時点2年生と3年生に限る。

3. 留学生について

- ①外国人留学生は、歯学を専攻し原則として他の奨学金の支給を受けていない者に限る。
- ②留学に際して自国等の資金的援助を受けていないこと。
- ③願書他、提出書類が外国語の場合は必ず日本語の翻訳が必要です。(FAQ. 6参照)
- ④面接は日本語が原則。

4. 応募者数

毎年、各大学1名。

5. 採用者数

毎年、5名程度。

6. 支給期間と金額

3年生2年間、4年生1年間。月額10万円(全額返済不要)を支給。(令和6年2月より増額)

7. 出願手続

(1) 提出書類

- ①奨学生願書: ホームページ <https://terayama.or.jp> の「奨学金支給事業」→「歯学奨学金制度概要」からダウンロードしてください。
- ②在学する大学院研究科長の在学証明書と指導教授の推薦書

(2) 提出期限: **令和6年9月4日(水曜日)必着**

(3) 提出書類送付先: 在学する大学院事務局からの郵送のみ受け付ける。

〒659-0093

兵庫県芦屋市船戸町 10-3-302(1&7ビル)

*** 1: 普通郵便 or 速達郵便に限る**

*** 2: 書留、メール便、宅急便は不可**

(4) FAQ 集: ホームページ <https://terayama.or.jp> の「奨学金支給事業」→「歯学奨学金制度概要」からダウンロードしてください。

8. 採否の決定と通知

選考委員会において、書類審査の上10月中旬に結果を当該大学院を経由して本人へ通知。

書類審査合格者は**11月10日(日曜日)**に面接を実施し、採否は11月中旬に決定し、当該大学院を経由して本人に通知する。

9. 奨学金の給付

翌年の1月より(2年生の1月から2年間または3年生の1月から1年間)、直接本人口座へ毎月末日に振り込む。

10. 奨学生の報告義務事項

- ①原則 3ヶ月に一度、課題テーマ(都度与える)を、2,000字にまとめて報告する。
- ②1ヶ月以上の休学・欠席については理由と共に報告する。
- ③経済的理由の消滅や身分上に重要な異動が生じた時、は報学業及び生活状況にトピックスがあった場合は報告する。

11. 奨学金の停止

- ①申請書に虚偽があると判明した場合。
- ②報告義務事項に反した場合。
- ③本奨学制度に汚名となる言動や行為があった場合。

以上